

# たかのす

## 人口と世帯数

(住民基本台帳による)

|         |         |        |
|---------|---------|--------|
| 1月31日現在 |         | (前月比)  |
| 総人口     | 25,402人 | (9人減)  |
| 男       | 12,356人 | (7人減)  |
| 女       | 13,046人 | (2人減)  |
| 世帯数     | 7,034世帯 | (2世帯減) |

編集と発行 鷹巣町役場総務課広報係



## 働く若者

東小学校で三年生を担任する五十嵐経君(24歳)。  
彼は、五十一年三月東京学芸大学教育学部を卒業。一年間、合川中と十和田中で講師、五十二年四月に任用、東小学校に赴任した。鷹中では生徒会長を務め、小・中学校を通してボイスカウトで活躍した。  
学校では、休み時間や放課後は子どもたちとグラウンドをかけ回り、夏は水泳、冬はスキーと児童とのふれあいを大切にしている。  
勉強は勿論だが、けじめのはつきりした子どもに育てたいという彼に、関係者の期待は大きい。  
しらせ子どもの多いこの頃、テレビのCMーシャルではないが、わんぱくでもない、たくましく育ててほしい……。

No. 379

53・3・1

「坊沢地区に待望の簡易水道」

# 53年度中に給水開始

＝ 1 億 2 千万円で 4 月から着工 ＝

第二回臨時町議会は二月二十日に開かれ、坊沢地区に事業費およそ一億二千万円で簡易水道事業を行うことを決め、四月早々から工事に着手することになりました。

計画によると、坊沢簡易水道の給水区域は、同地区の相善町、羽立、上町、大町、街道町、新屋敷町で、給水人口は一千五百人を予定。

給水量は、一日最大三百二十六立方メートル、平均で二百三十八立方メートル、一人一日最大給水量は二百七リットル、平均で百五十八リットルを見込んでおります。

総工事費は一億一千八百四十万円、工事期間は四月一日から五十三年三月三十一日までの一カ年を予定しております。しかし補助金等の関係で五十三・四の両年度にまたがることも予想されていいますが、年度内給水を目ざして工事はすすめられます。

計画によると水源は地下水で、綴子川付近の字外中畑に取水井戸を作り、ポンプによって取水、水道管で高倍の愛宕公園付近の配水池（タンク）に送水、そこから自然流下方式で各戸に給水するといふものです。

送水管は、口径十五センチから三センチの本管、分岐管など延長七千六百二十五メートル。

簡易水道事業とは……

水道法で、給水人口が百人以上五千人以下である場合は「簡易水道事業」とされており、坊沢の場合は、給水人口を千五百人と計画しているため、事業名は「鷹巣町坊沢簡易水道事業」となります。

坊沢簡易水道給水区域図



## 栄財産区会計を補正

二月二十日の臨時町議会で、栄財産区特別会計予算の補正を次のとおり決めました。

二百八千円を追加し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ一千四百三十六万三千となりました。  
歳入は全額木材売却収入。歳出は財産管理費で、素材検収賃金六万八千円と素材生産請負と運搬事業請負に百九十四万円。

## 町 長 日 誌

2月1日～2月15日

- |         |                                     |     |                                             |
|---------|-------------------------------------|-----|---------------------------------------------|
| 1<br>3日 | 町議会各会派との新年度予算についての協議会               | 15日 | 町長と青年と語る会<br>秋田県スポーツ振興審議会<br>会<br>秋田市       |
| 3日      | 町内小・中学校校長との教育座談会                    | 14日 | 財産区管理会会長会議<br>水田利用再編成対策プロジェクト別市町村長会議<br>能代市 |
| 5日      | 町民スキー大会                             | 13日 | 鷹巣阿仁広域市町村圏組合議会管理者・副管理者会議、定例会                |
| 6日      | 北秋田郡町村会総会                           | 10日 | 鷹巣阿仁地域救急医療対策協議会設立総会                         |
| 7日      | 合川高校組合議会                            | 8日  | 鷹巣町外六カ町村衛生施設組合議会定例会                         |
| 8日      |                                     | 4日  | 右同（町政研究会）<br>北秋田郡町村議長会定期総会、同正副議長連絡協議会       |
| 2日      | 右同（革風クラブ、無所属）                       | 3日  | 右同（町政研究会）<br>北秋田郡町村議長会定期総会、同正副議長連絡協議会       |
| 1日      | 町長と新年度予算についての協議会（新政クラブ、社会党、公明党、共産党） |     |                                             |

## 議 会 日 誌

2月1日～2月15日

## 昭和53年度分

## 税の申告は3月15日まで

## 『持参する書類の確認を』

昭和五十三年度分町民税、県民税の申告相談は、三月十五日で終了します。

これまで行われた申告相談によりますと、持参する書類を確認しないで申告相談に来る方が多く、申告に長い時間がかかったり、決

定できない場合がありますので、これから申告する方は特に次の書類は忘れず持参してください。

▼給与所得者は、源泉徴収票  
農業所得者は、①農機具購入証明書（金額の多少にかかわらず必要）  
②農業用自動車の売買契約書（軽

所得税の確定申告と  
納税は…

3月15日まで



所得は正しく  
計算して正しい  
申告と納税を

## 申告相談日程表

(3月1日～3月15日)

| 期 日    | 会 場    | 午前9時～午後12時      | 午後1時～午後4時     |
|--------|--------|-----------------|---------------|
| 3・1 水  | 沢口農協   | 藤株・小摩当          | 脇神・上野         |
| 3・2 木  | 小森会館   | 小森              | 小森            |
| 3・3 金  | 七日市公民館 | 根本屋敷・妹尾館・本郷1～2組 | 本郷3～6組        |
| 3・4 土  | 中屋敷会館  | 中屋敷             |               |
|        | 坊山会館   | 湯ノ岱・坊山・四渡       |               |
| 3・6 月  | 七日市公民館 | 品類・深沢・吉ヶ沢・下舟木   | 岩脇・横瀬・吉野      |
| 3・7 火  | 三ノ渡会館  | 上舟木・明り又         | 松沢・黒森・三ノ渡     |
| 3・8 水  | 葛黒会館   | 中畑・大畑・与助岱       | 葛黒・門ヶ沢        |
| 3・10 金 | 役場大会議室 | 日程表により申告出来ない人   | 日程表により申告出来ない人 |
| 3・11 土 | 役場大会議室 | 日程表により申告出来ない人   | 日程表により申告出来ない人 |
| 3・13 月 | 役場大会議室 | 日程表により申告出来ない人   | 日程表により申告出来ない人 |
| 3・14 火 | 役場大会議室 | 日程表により申告出来ない人   | 日程表により申告出来ない人 |
| 3・15 水 | 役場大会議室 | 日程表により申告出来ない人   | 日程表により申告出来ない人 |

申告相談においでの際は、1月15日付広報（6面）の申告（覚書き）に記入のうえ、必ず持参してください。

トラック、乗用車など）③制度資金、近代化資金の利子証明書（農協で発行）▼出稼ぎ収入のあった人は、源泉徴収票か給与の支給明細書▼譲渡所得者（土地、建物等）を売った場合は、売買契約書または売買価格の証明できる書類▼住宅取得控除を受ける人（確認申請書の写、登記簿謄本の写、住民票抄本、源泉徴収票）※一月十五日付広報も参照された

地区の申告相談日に申告できなかった方のために

三月十日から十五日までは、特に地区の日程に申告できなかった

方のために、申告相談を行います。この期間は大変混雑が予想されますので、受付は十日か十一日に済ませてください。（相談は、一日百人ぐらいよりできませんので、受付順に相談日を指定します。）

正しい理由なく申告されない場合もし正当な理由（単身者が入院など）なく、三月十五日まで申告されない方は、罰則規定があるほか、必要経費や所得控除をしないで税額を決定することになり、扶養証明書や所得証明書が発行できない場合もありますので、どうしても都合により申告できない方は、税務課町民税係へご相談ください。

昭和五十二年中に所得（収入）がなかった場合でも、申告しないと所得があるのか、ないのか区別できません。所得（収入）のない方でも、申告していただくことにより所得証明書、扶養証明書、無職無収入証明書、国民健康保険税、福祉年金等の判定資料となりますので、できるだけ申告してください。

昭和五十二年中に所得（収入）がなかった場合でも、申告しないと所得があるのか、ないのか区別できません。所得（収入）のない方でも、申告していただくことにより所得証明書、扶養証明書、無職無収入証明書、国民健康保険税、福祉年金等の判定資料となりますので、できるだけ申告してください。



# 『若者の声を町政に』

## 評価された『語る会』

### 35人が参加 活発な質疑

町政の学習と政治意識の高揚、そして青年の声を町政に反映させようと、去る二月十四日午後七時から役場三階大会議室で、青年会の「町政を語る会」が開かれ、およそ三時間にわたって熱心に話し合いが行われました。

町政を語る会には、町連合青年会から三十五名、町からは町長、助役、教育長、それに課長など二十名が出席。

始めに武田警一会長が「開催の

主旨と、私たち青年も、少しでも住みよい町づくりのため頑張りたい」とあいさつ。続いて出川町長

がおよそ三十分にわたり「福祉、環境衛生、産業振興、教育、道路整備など町行政全般にわたり説明、青年の声を町政に反映させたい」と述べました。

このあと話し合いに入り、武田幹夫連青副会長から要望事項と学習事項について述べ、続いて沢田喜美子（七座）津谷彰彦、佐藤朗（坊沢）高橋稔（綴子）田村信夫（栄）千葉正和（七日市）成田直敏（沢口）から、それぞれ地区の要望事項や質問が出されましたが、話し合いの主な内容は次のとおりでした。

▽宿泊のできる青少年センターの建設を『いまのところ建設計画はないが、青葉荘には寝具の用意もしており、町にあるあらゆ

る施設をフルに活用してほしい。▽七座地区に体育館を『五十三年度中に、旧七座小学校跡地にグラウンドとトイレ、更衣室を作りたい。

▽坊沢地区簡易水道の早期着工を『設計も完了したので新年度から工事を開始したい。総事業費は一億二千万円程見込まれるが、給水区域全戸の加入が望まれる。

▽坊沢相善・中学校間の道路に防犯灯を『二灯ほど取り付けるよう検討中。

▽七号線交差点（綴子）の濃霧対策とナトリウム灯の設置を『建設省能代工事事務所にすぐ要望する。

▽栄岩坂地内、七日市・松沢線のカーブにミラーを『新年度早々

設置する。

▽建設中の七日市基幹集落センターの運営は『公民館の分館として維持管理は町で行う予定。

▽湯の岱の温泉開発の今後は『新年度にある程度の土地の取得と四十坪程度の湯治場を作りたい。大きい施設は民間資本に期待している。

なお、以上のほかに▽選挙条例の制定について、▽水田再編成について、▽児童館の使用料について、▽測溝の整備についての質問。また、▽就業機会の増大について、▽大野台開発の今後について、▽学校給食について、▽一〇五号線バイパスなどについてみっちり学習。評価される青年の「町政を語る会」でした。



熱心に町政を勉強する青年会員



出川町長の行政報告



武田会長のあいさつ



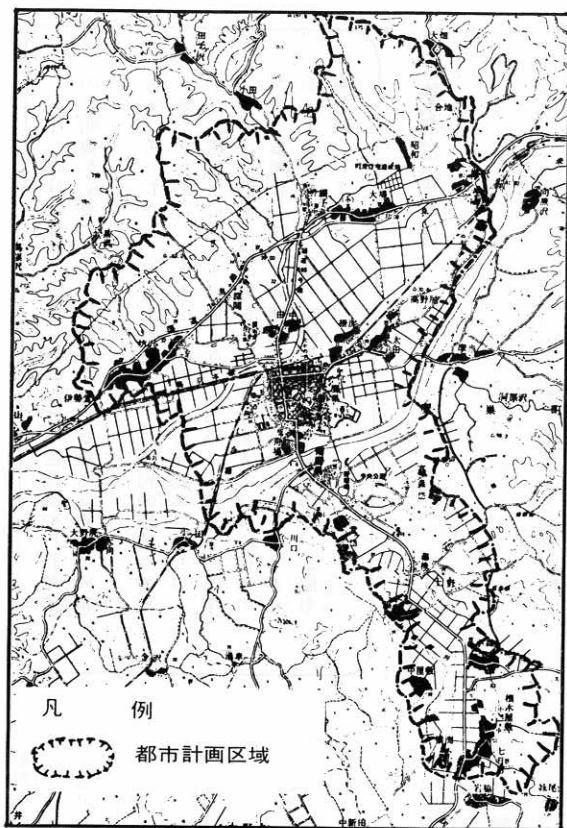
青年の要望を述べる武田君



## 国土利用計画法

## 土地の取引には届出が必要

＝都市計画区域は5千平方メートル以上＝



## 届出状況

(昭和52年1月～12月)

|        |     |         |
|--------|-----|---------|
| 都市計画区域 | 1件  | 14,460㎡ |
| その他の区域 | 15件 | 518,127 |
| 計      | 16件 | 532,987 |

国土利用計画法が昭和四十九年十二月二十四日に施行されて満三年になりました。  
美しい国土の保全、調和のとれた国土の発展をねらいとする本法を正しくご理解していただくためにこの項を特集しました。

## 乱開発の防止と計画的な土地利用

この法律は、国土利用計画と土地利用基本計画の作成、土地取引の規制、遊休土地に関する措置を講ずることによって、総合的、計画的な国土の利用を図ることを目的としています。  
とくに、土地の利用規制を通じて

て乱開発を防ぐとともに、土地の買おき、買占め、地価の値上がりを抑えることなどによって、地価の安定を図ることがそのねらいとされています。

## 土地の取引はまず届け出を

この法律では、一定の面積以上の土地の売買などの契約をするときは、売る人も買う人も、土地の売買などの予定価格や利用目的を書いた届出書を町長を通して知事に出さなくてはなりません。  
届け出があると、県では審査基準によってその取引の内容が適当か否かを審査し六週間以内に届出者に通知することになっていきます。

## 届出が必要なのは

- 一、都市計画区域では五千平方メートル以上(五反歩以上)
- 二、都市計画区域以外のところでは一万平方メートル以上(一町歩以上)
- 三、開発業者などが土地を買収、分譲する場合のように、一つ一つの取引は基準以下であっても、まとめると基準面積以上となるもの。

## 提出する書類

- 一、届出書
- 二、実測図
- 三、地形図(縮尺五万分の一以上)
- 四、周辺の状況が判断できる図面(縮尺五千分の一以上)

## 審査の基準

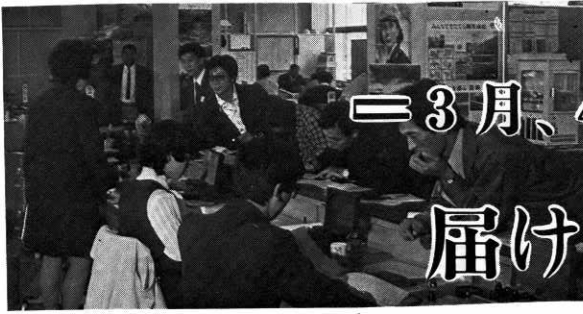
- 一、取引の予定対価が法定の方法で算定された価額に比べていじりしく不適正でないか。
  - 二、土地の利用目的が土地利用基本計画、その他の土地利用に関する計画に適合するかどうか。
  - 三、公共、公益的施設の整備予定、周辺の自然環境の保全からみて適当かどうか。
- これらの基準により審査され、その取引内容が不適当であると判断された場合には勧告を受けます。もし、この勧告を受けずとも届出者はその趣旨に沿って、しかるべく措置をすることになるわけですが、万一それを無視して取引を強行すると、知事からそのことを一般に公表され、社会的批判を受けることとなります。

## 違反した人に罰則

届出をしなかったり、虚偽の届出をして契約をした者は、六カ月以下の懲役または三十万円以下の罰金に処せられることになっています。

## 届出や詳しいことは企画係へ

該当者は、法の趣旨をご理解いただいて必ず届け出されるようお願いいたします。  
届出書や届出の詳細については企画財政課企画係が窓口になっていますので、ご連絡、ご相談してください。



# ＝3月、4月は異動期です＝

# 届け出はわすれずに

三月、四月は進学、就職、転勤などで住民票や戸籍原本の証明書が必要となり、戸籍係の窓口が最もこみあう時期です。

そこで、わたくしたちが町民としての権利の行使や義務を果たすために、住所を公に証明する住民基本台帳とは、また各種届出に関する手続きなどについてお知らせします。

なお、戸籍係に証明書を必要とする本人ではなく代理の方がくる時は、住所、本籍地、世帯主の氏名等をはっきりおぼえてきますと、待ち時間も短くなりますので、ご協力をお願いします。

## 住民基本台帳とは

わたくしたちの住所を公に証明するためのものであって、住所の所在、世帯の構成、氏名、生年月日、性別、異動関係などが転入届で登録され、証明されるもので、これによって町民としての権利の行使や義務を果たすことを容易にするものです。

したがって、選挙人名簿、学令簿、予防接種、印鑑証明、就学、就職、国民年金、国民健康保険などの資格を得るときにぜひ必要なのものです。

## 住民票の記載事項

住民票には、住民としての地位に関する基本的な事項として、氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主の氏名および続柄、本籍、住民となった年月日、住所を変更したときはその住所を定めた旨の届出年月日、新たに市町村の区域内に住所を定めた人については、その住所を定めた旨の届出年月日および従前の住所、それに選挙人名

簿、国民健康保険の資格、国民年金の資格、米穀類の配給についてなど、住民としての重要な事項が記載されます。

## 届出と記載

住民票の記載は、普通は転入とか転居、転出、世帯変更などの届出に基づいて行われますが、出生、養子縁組、婚姻、転籍などについては戸籍の届書に基づいて記載することになっています。

転入、転居、世帯変更などについては、届出期間が定められていますので、これらの届出はできるだけ早くすることが大切です。

## 学生の住所と選挙権

選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている二十歳以上の人で、引き続き三カ月以上の住所要件を満たす者について行われます。

住民基本台帳法では、住居を変更した場合には十四日以内に、住所変更の届出をしなければなりません。

## 各種届出に関する手続案内

手続きは早めに一添付書類が揃っているかお確かめください。

| 区 分     | 届 出 期 間        | 添 付 書 類                                  |
|---------|----------------|------------------------------------------|
| 転 入 届   | 住所を定めた日から14日以内 | 印鑑、転出証明書、国民年金手帳、国民健康保険証                  |
| 転 出 届   | あらかじめ          | 印鑑、国民年金手帳、国民健康保険証                        |
| 転 居 届   | 転居した日から14日以内   | 印鑑、国民年金手帳、国民健康保険証                        |
| 世帯変更届   | 変更のあった日から14日以内 | 印鑑、国民健康保険証                               |
| 出 生 届   | 出生の日から14日以内    | 印鑑、母子手帳、国民健康保険証                          |
| 死 亡 届   | 死亡の日から7日以内     | 印鑑、国民年金手帳、国民健康保険証                        |
| 印 鑑 登 録 |                | 登録する印鑑（代理人の場合は委任状が必要）と、印鑑登録済者の保証が必要です。   |
| 印 鑑 証 明 |                | 本人の場合は、印鑑は使いません。代理人の場合は、委任状と代理人の印鑑が必要です。 |

転勤者（出かせぎ者は除く）、大学入学その他、町から転出等で住居変更届を出さない場合どうなるかという、住民票がそのままだという以上、定時登録（毎年九月一日）および選挙時登録で選挙人名簿に登録され、入場券も交付されます。

しかし、住所認定上からは、たとえ名簿登録があっても勤務所在地または大学所在地の下宿先に起居している場合は、その現に住んでいるところが住所とされることになっています。

公選法四十二の二では、「選挙人名簿に登録された者であっても、選挙人名簿に登録されることがで

きない者であるときは、投票することができない」となっており、法第二十八条ではそれを知った場合は抹消しなければならぬとされています。

つまり、住民票は町にそのままであるため、登録が行われ、入場券を交付されても三カ月の住所要件を欠いていると投票できないし、また現に住んでいる勤務、大学所在地には住民登録がないため、もちろん選挙人名簿には登録されないということになり、結果的にはどちらの市町村にも選挙権がなくともなる場合もあるので、注意されるときにも住居を変更する場合は、必ず届出されるようお願いします。

# 子どもの教育は

## 家業を理解させることから

### 『商工婦人部若葉会』

鷹巣町商工婦人部若葉会（会員八十八名、福士和子会長）の会員の多くは小・中学生の子どもを持つ母親である。職業柄、経営者として、また主婦として毎日が大変いそがしい。そうしたなかで、「子どもを見てやれない」「規則正しい生活ができない」「そのために学校での成績が劣るのではないか」という共通した悩みを持っていた。こうした家庭教育上の問題を解決しようということから、今年度も年四回の勉強会を持った。

まず、いろいろと悩みごとを話し合っているうちに、「家の職業と、子どもを育てることとは不離一体の関係にあり、切り離して考えることはできない」「将来自立できる子どもを育てるためには親が仕事に打ち込む姿を見せるこ

とが必要である。その点では一般サラリーマン家庭に比べて、自営業の方がよくできる」という考え方に到達した。

そして、親が忙しいので、小さい時から自分のことは自分でやるように躾ける。家の仕事を理解させ、おてつだいをさせたり、従業員やお客さんに気持ちのよい応待できるように教え、育てることの大切なことを確めた。とはいっても、子どもには心身の発達につれて複雑な心の動きがあるので親は子どもにとつてよき理解者となるようにしなければいけない。学習はつぎの主題で、講話と話し合いをした。七月二十二日「自分のことは自分でやる子に」

八月二十八日「親の仕事をつからせる」 九月十九日「小学校の心理」 十月十九日「中・高校生の心理」

話し合いの中から

一、家の仕事を話して聞かせることは、なるべく小さい時からやった方がよい。子どもは意外に興味を持って手伝いをしてくれる。

二、商店や、食堂経営の場合、家族がそろって食事をするのが難しい。小学校の高学年の女の

子だが、自分で仕度をして食事をすませ、後始末までやらせている。男の子だとそれができなくて困る。

三、「小学生の心理」の学習は役にたった。二年生ごろにやってくる「つげ口時代」のこと気になっていが、思意のものではないことを知り安心した。ウソや盗みをおぼえる時代であることも理解できる。

中学生から始まる青年の複雑な心理状態にどう対応すればよいかが、難しい。だが、彼等にとつてよき理解者となるよう勉強しなければいけない。

四、子どもが金や物を粗末にして困る。今の時代では物を大切に扱うことだが、親として日常生活のあり方を考えなければいけない。

## 水道課だより

水道は快適な生活の第一歩！  
水道はいつもあなたのそばにあって、健康で明るい文化生活をささえてくれます。朝起きて顔を洗い、口をすすぐなどに使う水道は、わたしたちといつもいっしょに活動をはじめます。さわやかな朝の食卓には、きれいに洗われた食器の上の生野菜に水適が誇らしげに輝いてくれます。疲れをいやす暖かい、お風呂の水も、洗たく機も水道は快適な生活をうみだしてくれます。

また、火事の場合も水道の水



は消防士と協力して消火活動に励み、わたしたちの生命や、財産を守ってくれます。このように水道はわたしたちの生活を豊かにしてくれるのです。

◎水道普及状況(上水道事業)事業計画件数 三、〇〇〇件  
一月末現在(二月分二、二〇〇件、七三、三パーセント

◎水道料金取扱金融機関の追加について

一月四日から栄農業協同組合も取扱金融機関となり、水道料金の徴収事務をやっておりますのでご利用ください。なお、自動振替の申し込みも受けておりますので、お気軽に申し込みください。

## 読書の導き方講演会案内

公民館では、左記により第三回鷹巣町読書感想文コンクールの表彰式と講演会、座談会を開催します。講師には詩人であり、教育現場指導の経験豊かな竹内栄治郎先生です。多数ご聴講されますようお願いしています。

### 記

期日 三月五日(日)  
場所 鷹巣町公民館  
日程 1、表彰式 午後一時～二時半

◎表彰 作品朗読(作者三名)  
◎読書体験発表(父兄三名)  
2、講演会 二時半～三時半  
「家庭における子どもの読書の導き方」  
前秋田市教育委員長 竹内栄治郎 氏

※ この時間に、小四・中三の受賞者による「読書経験を語る座談会」を開きます。小三以下には童話を聞く会を開きます。



婦人部若葉会発表式

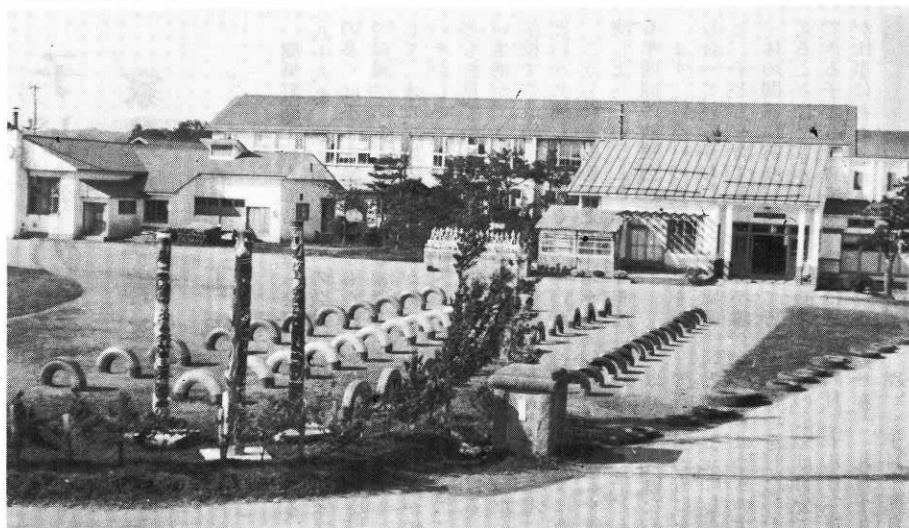


学校訪問



東 小 学 校

児童数 二百二十六人



かしこく、すなおに、たくましく

わが校の

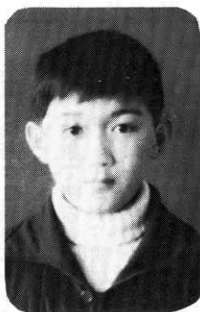
自 慢

児童会長 伊藤 勇雄

わが校の自慢の第一は、校舎内外のいたるところにある先輩の残してくれた作品のことです。どの作品もすばらしく、私達の図工のよい参考作品として、それらの作

しています。

二つめは、学校田があることです。五、六年が田植え、除草、稲刈りなどの仕事をやりますが、教室で学べなかったことをいろいろ



品を利用しています。それに、作品の一つ一つが、「後輩たち、がんばれよ」と話しかけてくれているようで、つい図工の勉強に力が入ります。でき上がった作品は、作品展に出品し、毎年多くの友達が入賞

学ぶことができます。

低学年も社会の勉強をかねて応援にやってきました。

「お兄さん、お姉さん、がんばって。」と声をかけてくれます。

私達が世話して収穫した米で試食会をする時は最高で、味も一段

とおいしいです。

三つめは、一年から六年まで仲

良しだということです。

業間活動の時間は、全校縦わり

で十六班に分かれ、ゲーム、なわ

とび、フォークダンスをやりまし

秋のなべっこ遠足も、高学年が

リーダーとなって全校でやります

このように、全校生兄弟のように

力を合わせています。校舎は木

造で古いですが、中味のよいのが

東小学校の自慢だと思います。

本校は、町内小学校七校の中でただ一つの木造校舎で、しつとりと落着いた感じのする学校です。創立は明治十二年ですから、百年に近い古い歴史を持ち、昭和四十五年に、東小学校と改名しました。



学校長 吉 成 誠 一

めあてをもつて、取り組む子

現在は、学級数が一〇、職員数は一九名(内、教員一五)です。

校舎前には、広々とした運動場

と四季を彩る庭園があり、窓下

には、百花乱れ咲く学校花壇。三方

に豊饒の美田が開け、南に流れ豊

かな米代川と森吉の連峰を望む、

静かで美しい学園です。

本校では、ひとりひとりの子ど

もの個性を見つめてその能力をみ

がき、知・情・意・体の調和をは

かり、未来社会をきりひらく、心

豊かなたくましい人間づくりをめ

ざして努力しています。子どもには、めあてをもつて学習や仕事に取り組みよう指導しています。

子どもたちの理科研究や図画、習字、作文などは伝統的な特色で

すが、土に親しみ勤労を重んずる

教育、体力づくりの教育にも力を

入れています。今年度は、学校田

もかつてない豊作でしたし、秋田

県健康優良児を出したり、野球で

初優勝したりで喜びました。

P.T.Aの学校への協力もすばら

しく、早朝作業や授業参観などは

殆ど全員参加してくださいます。

明後年度には、創立百周年を迎

えますが、地域の人々の御協力に

よって、百周年目にふさわしい東

小学校をめざして、より一層の充

実をはかりたいと思っています。

五年担任

藤島 慎三 先生



藤島先生は、四月に、東小学校に転任して、ぼくたちの学校を受けもった先生です。  
みんながぐずぐずしている時、大声でどなることがあります。そんな先生は、まるでつのがはえた

おに見えてこわいような気がします。

みんなが勉強に集中してくると、おにのような顔は消え、みんなをわらわらせてくれます。そんな先生は、まるで人がかわったようにおもしろくなります。

先生は、課外クラブの野球部とスキー部のかんとくです。失敗すると「もつとがつちりつかめ」とか「もつとひぎを曲げてすべれ」と注意したり、はげましたりしてくれます。

六年生になっても、ぼくたちの担任の先生でいてほしい。

文5年 松尾 靖史 絵5年 成田 貢



四年 工藤 勉くん

紹介する人 村上能之

勉君は、とてもおもしろい人で

クラスの  
人気の  
星

す。あだ名は「ブルドック」です。いっしょに帰る時、いつもおかしいことばかりいます。途中で、ぼくはおかしくて、道路にうつぶせになる時もあります。  
また、人にやさしくて、勉強中わからない人にやり方を教えてくれたりします。  
勉君は、みんなに好かれるクラスの人気者です。

ぼくたちは、はげ  
まし合ってべん勉してい  
ます。スキーでもかけ算でも  
よくできるとほめ、まちがっても  
わらったりしないのでみんなとて  
もはりきります。でも、やくそく  
をわすれて、ろう下を走った  
り、むだ話などするので  
かかりの人がこまっ  
ています。

2年 持地 亘



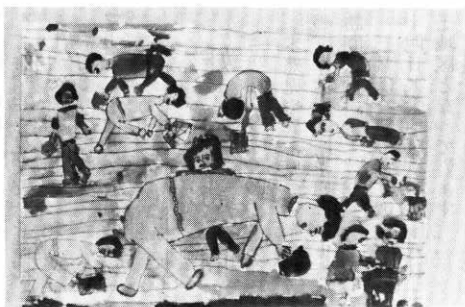
あだ名の  
うさぎ  
の  
クラス

ぼくたちのクラス  
は、とても楽しくて元気  
なクラスです。紙飛行機大会  
やものまね歌合戦をしたり、休み  
時間は先生と一緒に雪のグラウンド  
でラクビーをしています。だから、  
寒さなんかへっちゃらなクラ  
スです。(もちろん勉強  
もがんばっています  
よ。)

3年1組 小坂 一美



一年一組 村上 康子



児童の作品

六年 村上 修

宇宙  
通信

三年 尾山直也

自由

一年二組 菅原祐奈子



# 移動消防学校開く

当町から四名受講

## 新任団員が猛訓練



当町からは、次の四名が受講、閉講式で修了証書と修了バッジが贈られました。

工藤健作(田中) 長岐直衛(七日市) 佐藤政雄(妹尾館) 山田秀男(明利又)

## お年寄りの交通死亡事故続発!!

交通事故にあわないために

今年になって、お年寄り(六十歳以上)の交通事故による死者が連続して出ています。

一月中に、県内で交通事故により四人死亡しましたが、そのうち三人がお年寄りで、二人が歩いて、一人が自転車に乗って、しかも夕方から夜にかけて被害にあっております。

冬は道幅がせばめられますし、滑りやすいなど危険がいっぱいですので、交通事故にあわないために次のことに注意してください。

▽夜の外出はさげましょう。  
▽冬道は自転車に乗らないようにしましょう。

▽酔っぱらい歩行はやめましょう。  
▽体の不自由なお年寄りが外出するときは、付き添いをつけましょう。

## 110番を

すばやくかけましょう

|           |        |
|-----------|--------|
| 現場はそのまま   | すぐ110番 |
| 事件 事故は    | すぐ110番 |
| 被害にあったら   | すぐ110番 |
| あやしいと思ったら | すぐ110番 |
| 被害未遂でも    | すぐ110番 |

最近、県内各地で凶悪事件が発生しています。

犯人を早くつかまえるため、すばやく110番してください。

鷹巣警察署

## 妊婦訪問

未熟児や異常児の出産を防ぐため、保健婦(助産婦)による妊婦訪問を行います。

三月は、▽七日〓沢口地区  
十四日〓栄地区  
▽二十八日〓綴子地区となっております。  
訪問時間は、午前九時から午後四時まで。



ところで、五十二年度秋田県広報コンクールで「広報たかのす」が、努力賞を受賞しました。受賞を謙虚に喜びながらも、もっと努力しなさいと受けとめ、広報紙が役場と住民のパイプ役として、更により多くの方に読んでもらうよう努力したい、と決意をあらたにしております。広報紙にみなさんのご意見、ご指導をお願いします。

三月は年度末です。年度末というのは正式には会計年度末という意味です。これは予算で始まり決算で終わるのですが、国、県、市町村予算が始まるのが四月一日、そして決算は三月三十一日をもって締め切ることになっています。

今月は、四月一日から始まる予算を審議する町議会が開かれます。

六日は啓蟄。中国の二十四節気の一つですが、啓はひらく、蟄は冬の間に深くにもぐり込み寒さを避けていた虫。つまりその虫が春の陽気につられて地上へ出てくるという意味です。どことなく春めいてきているようですが、当地方の春の訪れはまだ先のようです。



ひとこと

県では、本年一月四日知事を本部長として、緊急中小企業対策本部を設置しました。

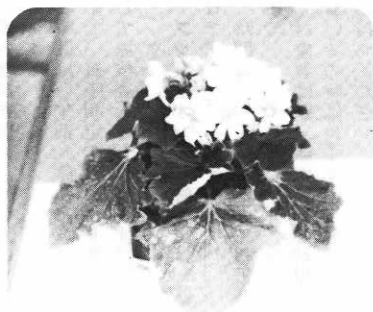
これは長期化する不況に対処するため、金融対策、受発注促進経営対策、雇用対策など強力に推進し、中小企業の倒産防止をはかることが目的です。

主な業務は、▽経営情報の収集、分析、▽経営相談窓口の設置、▽緊急電話相談窓口の運営、▽巡回経営相談班の設置、などで、緊急電話相談は、経営、金融、受注、雇用等に関するもので特に緊急を要するものとします。

相談窓口電話は、北秋田地方部企画管理室（二一―二五一）、木材関係の相談は北秋田農林事務所林務課（二一―四四五）となつて

## 金融対策強化のため 新しい融資制度を設ける

います。  
また、金融対策を強化するため、



春を呼ぶサイネリア

(鷹農農林高校栽培)

## 融資のおしらせ

## 新設された融資制度

| 区 分  | 小規模企業緊急<br>特別保証制度         | 中小企業基盤強化<br>特別保証制度                       |
|------|---------------------------|------------------------------------------|
| 貸付対象 | 従業員20人以下の企業（商業、サービス業5名以下） | 中小企業者および中小企業協同組合のうち、保証限度額5,800万円に達している企業 |
| 貸付限度 | 200万円                     | 個人 2,000万円<br>組合 4,000万円                 |
| 貸付期間 | 5年（据置1年）                  | 同 左                                      |
| 利 率  | 金融機関所定金利                  | 同 左                                      |
| 保証料  | 年 0.75%                   | 同 左                                      |
| 申込先  | 各金融機関、商工会                 | 同 左                                      |
| 受付期間 | 昭和53年3月31日まで              | 同 左                                      |

## 木材工業緊急安定対策資金制度

| 区 分  | 内 容                  |
|------|----------------------|
| 貸付対象 | 木材木製品製造業の協同組合および組合員  |
| 貸付限度 | 定めていない               |
| 貸付期間 | 6カ月                  |
| 利 率  | 組合 6.375%，組合員 6.875% |
| 申込先  | 商工中金秋田支店             |
| 受付期間 | 昭和53年3月31日まで         |

次の三種類の制度が新設されました。  
なお、くわしくは役場商工観光課、町商工会へお問い合わせください。

## 中小企業設備近代化資金の貸与

秋田県中小企業振興公社では、五十三年度の設備貸与、機械類貸与の申し込みを、別表の要領で受け付けています。

この制度は、設備や機械類の近代化、省力化を図りたくても、必要な資金を自力で準備できない中小企業に対し、長期低利の分賦払いでお貸しする制度です。

なお、申請書用紙は、公社所定の用紙で、役場を経由して期日まで提出してください。

申し込みについてはお問い合わせは、秋田県中小企業振興公社（電

## 設備、機械類貸与

五十三年度中小企業設備近代化資金、設備貸与、機械類貸与の申し込みを三月十日から四月三十日まで受け付けます。

この制度は設備や機械類の近代化、省力化を図りたくても、必要な資金を自力で準備できない中小企業者に対し貸付する制度です。

貸付け金額は、一企業あたり二十万円から八百万円まで。無利息で貸付け期間は一年据置き五年以内。申し込み用紙は役場商工観光課にあります。

## 設備貸与・機械類貸与制度の概要

(県中小企業振興公社取扱)

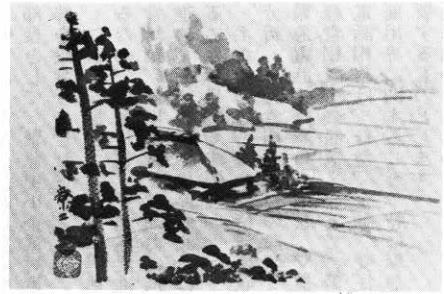
受付 昭和53年3月1日より 予算額に達するまで

| 区 分    | 設備貸与（国の制度）                                        | 機械類貸与事業（県の制度）               |
|--------|---------------------------------------------------|-----------------------------|
| 基本 条 件 | 県内に1年以上同一事業を営んでいる法人、または個人であること                    | 同左および組合であること                |
|        | 従業員20名以下（特別の場合50名以下）、小売・卸売・サービス業は5名以下（特別の場合10名以下） | 従業員300名以下の企業                |
|        | 過去2カ年間の平均利益が800万円以下（特別な場合でも1,000万円以下）の企業であること     | 過去2カ年間の平均利益が800万円以下の企業または組合 |
|        | 前年度の県税（事業税）を完納していること                              | 同 左                         |
| 貸付限度額  | 1企業 20万～1,200万円                                   | 1企業20万～800万円                |
| 貸付期間   | 2年以上～4年6カ月                                        | 同 左                         |
| 利 率    | 残額に対する年5%                                         | 同 左                         |
| 保証人    | 2名以上                                              |                             |

話 秋田六二―三五一四）、または役場商工観光課、町商工会へ。



おしらせ



一線美術会会員 九島繁二氏

三月の健康相談

三月の健康相談は、次のとおりです。

成人健康相談は、八日と二十二日です。

時間は、午前九時から午後三時まで。血圧測定のほか、必要に応じて尿検査なども行います。

フッ素イオンむし歯予防は、八日です。

時間は、午後一時から午後三時まで。

対象者は満三歳以上の幼児で、おいでの時は母子手帳を忘れずにお持ちください。

固定資産税  
台帳の縦らん

昭和53年度分の固定資産税の課税の基礎となる固定資産課税台帳を次のにより縦らんいたします。

記

と き 3月1日～20日まで  
午前8時30分から  
午後5時15分まで  
なお、日曜日、祭日は除きます。  
ところ 鷹巣町役場税務課

妊婦健康相談は、二十日です。

時間は、午前九時半から午後三時まで、おいでの時は母子手帳を忘れずにお持ちください。

また、今月の母親学級は、分娩と産後の注意について。

時間は、午前十時から午後零時まで。

糖尿病健康相談は、九日です。

時間は、午前九時半から午後三時まで。食生活や日常生活の相談のほか、血圧測定や尿検査も行います。

※場所は、いずれも鷹巣公民館保健相談室です。

五十二年九月生まれの乳児を対象に、十五日午前九時半から離乳食実習指導を鷹巣公民館調理室で行います。

また、午後一時からは家族計画の必要性和その実施指導を保健相談室で行います。

乳児健康相談は、▽二日▽五十

今日から役場執  
務時間を変更!!

昨年の十一月一日から冬期間の時間短縮を実施していましたが、三月一日から平常どおりになりましたので、お知らせします。

【役場】

平日 午前八時三十分から午後五時十五分まで。土曜日 午前八時三十分から午後零時三十分まで。

【公民館】

▽平日 午前八時三十分から午後十時まで。日曜・祝祭日 午前八時三十分から午後五時三十分まで。

▽休館日 毎週火曜日

【図書館】

建設工事入札資格  
審査申請書を受付

▽平日 午前八時三十分から午後五時十五分まで。日曜日 午前八時三十分から午後五時十五分まで。  
▽休館日 毎週火曜日、祝祭日  
なお、公民館は休館でも職員は勤務しております。

昭和五十三年度において、町で実施する建設工事の入札参加資格についての資格審査の申請を、三月一日から受け付けます。

町内の業者で、建設業として登録を受けている方で、建設工事入札資格を希望する方は、三月二十五日まで所定の申請書に町税の納税証明書を添付のうえ、町長あて提出してください。  
申請用紙は、役場企画財政課で一式三百円で交付しております。

香典返し

このほど次のかたから、香典返しにと町社会福祉協議会へ寄付金がありました。

▽芳志に深く感謝いたします。  
▽坊沢羽立 長崎靖夫さんから亡父正雄さんの香典返し

二〇、〇〇〇円  
▽西横町 麓谷ツヤさんから亡父謙智さんの香典返し

三〇、〇〇〇円  
▽堂ヶ岱 小塚一也さんから亡父鉄美さんの香典返し

二〇、〇〇〇円

慶弔だより

2月1日～2月15日

誕生おめでとうございます

▽坊沢大町 津谷市太郎さんから亡母ミヨさんの香典返し 三〇、〇〇〇円  
▽西横町 沢田一義さんから亡母ヨシさんの香典返し 一〇〇、〇〇〇円

稲葉 広樹 (久雄 長男) 仲町  
佐藤 瑞恵 (一美 長女) 中岱町  
佐藤和歌子 (国雄 長女) 糠沢  
松田知寿子 (光博 長女) 新舟見町  
野呂 康子 (利弘 長女) 大向  
加藤 春子 (康 長女) 舟見町  
千葉 光明 (光夫 長男) 今泉  
太田亜矢子 (兵一 三女) 糠沢  
長谷川貴子 (誠一 長女) 太田  
高橋 友昭 (昭一 二男) 昭和  
二人の前途を祝福いたします

おくやみ申しあげます

岩川 サン (76歳) 三吉町  
沢田 ヨシ (79歳) 西横町  
後藤 ヨシ (80歳) 七日市  
大川 イサ (82歳) 東仲通  
中島セチ子 (31歳) 元新町